

「農」の景観形成推進地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の新設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	斜面等への設置を避ける。 記載欄
	周囲の建築物や街並み，樹林や農地に配慮し，良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	圧迫感を感じさせないように，長大な壁面の設置は避ける。 記載欄
	周辺の建築物や樹木，広がりを感じられる農地等との調和に配慮した高さとする。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	工作物本来の機能を損ねることのない範囲で，周辺の景観との調和に配慮する。 記載欄
	建築物と一体的に建設する場合は，建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 記載欄
	色彩は，計画に示す範囲内とし，周辺景観との調和を図る。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--